



# 佐賀県公報

平成19年  
5月18日  
(金曜日)  
号 外

## 目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

### 選挙管理委員会事項

○選挙管理委員会の招集 (告示・四一) 一

### 人事委員会事項

◎管理職等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (規則・一五) 一

◎佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ( " ・一六) 一

◎労働基準監督機関の職種を公使する県事務所の区分の一部改正

(告示・二) 二

◎佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正

(訓令・二) 二

○公安委員会事項

○平成十九年度警備員検定の実施 (公告) 三

○落札者等の公示 ( " ) 五

## ○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十一号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年五月十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一日時 平成十九年五月二十二日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

(一) 市町選挙の結果について

(二) その他

## ○ 人事委員会事項

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の現地機関の大阪事務所の項中「大阪事務所」を「関西・中京営業本部」に、「所長」を「本部長」に改め、同表の現地機関の東京事務所の項中「東京事務所」を「首都圏営業本部」に、「所長 副所長」を「本部長 副本部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第十六号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「管理職員等」の下に、「（以下「管理職員等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百六十八条第一項の規定により前項の地方公共団体に置かれた会計管理者は、当該地方公共団体の管理職員等とする。

別表の佐賀市の項を削り、同表の小城市の本庁の市長部局（会計課を含む。）の項中「会計課」を「会計局」に、「総務課長補佐」を「総務課副課長」に、「庶務係長」を「庶務文書係長」に改め、同表の小城市の本庁の教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育部長」に改め、同表の小城市の本庁の選挙管理委員会事務局の項中「書記長」を「事務局長」に改め、同表の玄海町の本庁の町長部局の項中「課長 人事・給与係長」を「統括監 課長 総務課係長（総務担当に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

●佐賀県人事委員会告示第一号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成十二年佐賀県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第三号の項中「ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改め、同表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第十二号の項中「盲学校寄宿舎、ろう学校寄宿舎及び養護学校寄宿舎」を

「特別支援学校寄宿舎」に改め、同表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第十三号の項中「盲学校寄宿舎 ろう学校寄宿舎 養護学校寄宿舎」を「特別支援学校寄宿舎」に改め、同表の労働基準法別表第一に掲げる事業以外の事業の項中「佐賀空港管理事務所」を「佐賀空港事務所」に改める。

●佐賀県人事委員会告示第二号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成十二年佐賀県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

表の労働基準法別表第一に掲げる事業以外の事業の項中「大阪事務所」を「関西・中京営業本部」に、「東京事務所」を「首都圏営業本部」に改める。

●佐賀県人事委員会訓令第二号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

別表第十三号中「証拠の」を「文書の証拠調べの決定及び認否並びに当該」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## ○ 公安委員会事項

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成19年 5月18日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

### 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 空港保安警備業務 1 級
- (2) 空港保安警備業務 2 級

### 2 検定試験の日時及び場所

- (1) 日時

平成19年 8月21日（火曜日） 8時30分から16時30分まで

- (2) 場所

ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）

### 3 検定試験の内容

- (1) 空港保安警備業務 1 級

#### ア 学科試験

(イ) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(ロ) 法令に関すること。

(ハ) 乗客等の接遇に関すること。

(ニ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(ホ) 空港に関すること。

(ヘ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(ヘ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(イ) 乗客等の接遇に関すること。

(ロ) 手荷物等検査に関すること。

(ハ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(ニ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 空港保安警備業務 2 級

#### ア 学科試験

(イ) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(ロ) 法令に関すること。

(ハ) 乗客等の接遇に関すること。

(ニ) 手荷物等検査に関すること。

(ホ) 空港に関すること。

(ヘ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(イ) 乗客等の接遇に関すること。

(ロ) 手荷物等検査に関すること。

(ハ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### 4 受検資格

- (1) 空港保安警備業務 1 級

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者

であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

<p>イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 空港保安警備業務 2 級</p> <p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検定員</p> <p>各区分とも30人(予定。先着順とする。)</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間</p> <p>平成19年7月2日(月曜日)から平成19年7月13日(金曜日)までの8時30分から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先</p> <p>住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課に提出してください。</p> <p>なお、郵送による検定申請は、受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 空港保安警備業務 1 級</p> <p>イ 検定申請書</p> <p>(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>(ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(エ) 前記4の(1)のイに係る合格証明書の写し及び警備業務に1年以上従事するものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事証明書。ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により警備業務従事証明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明し</p>	<p>た上で、前記4の(1)のイに該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出してください。</p> <p>(イ) 前記4の(1)のイに該当する者は、都道府県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>イ 空港保安警備業務 2 級</p> <p>イ 検定申請書</p> <p>(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>(ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 受検票の持参</p> <p>検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、16,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他</p> <p>検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先</p> <p>最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)</p>
---	---

次のとおり落札業者等について公告します。

平成19年 5月18日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 森 勝 司

1 委託業務名

交通信号機等保守委託

2 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

3 入札公告を行った日

平成19年 2月16日

4 落札を決定した日

平成19年 3月30日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 三球電機株式会社佐賀支店 支店長 中島 武宏

(2) 住所 佐賀市鍋島町大字八戸3174番地 1

6 落札価格

31,000,000円 (取引に係る消費税及び地方消費税を除く。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県警察本部警務部会計課管財係

(2) 所在地 佐賀県佐賀市松原一丁目 1 番 1 6 号

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年五月十八日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷